

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当額改定通知に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月9日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当額改定通知（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、来日してから留学と就職を合わせて17年間経過しているところ、家族（妻と子供2人）は、日本人として生活していくことを決意し、日本への帰化申請用の関連書類を取得するため、平成29年2月、出身地である〇〇（〇〇市）に行ったが、〇〇政府による〇〇族への出国制限が厳しくなり、家族が日本に戻れずにいる。請求人の子供たちにとって日本は故郷であり、このような苦しい状況を考慮して、児童手当の改定の取消しをお願いしたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月18日	諮問
平成30年11月 2日	請求人から主張書面を收受
平成30年11月 7日	審議（第27回第2部会）
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法3条1項は、この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうと定める。
- (2) 法施行規則1条は、法3条1項の内閣府令で定める理由は、「留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第4条第1項第1号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。」としている。
- (3) 法4条1項1号は、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（同号イ。以下「支給要件

児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母であって、日本国内に住所を有する者に対して支給すると定める。

(4)ア 外国人に係る受給資格の認定は、当該外国人の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものであるが、その住所地は住民基本台帳によるものとする（「児童手当法における外国人に係る事務の取扱いについて」（平成24年6月13日付雇児発0613第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）第2）。

イ 外国人である児童の氏名、生年月日、住所及び受給資格者との続柄等の確認は、住民基本台帳をもって行う（国通知第3・1）。

ウ 外国人である児童についても、法の規定に従い、支給対象となる期間は、年齢が15歳に達する日以後の最初の3月31日までである（国通知第3・2）。

エ 外国人である児童についても、法3条1項に基づく国内居住要件が適用され、その住所地については、上記アに準じて取り扱う（国通知第3・3）。

オ 再入国の許可を受けて出国した外国人である児童が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、法3条1項に規定する「留学その他厚生労働省令に定める理由」による場合を除き、当該児童に係る住民票が消除された日をもって支給要件児童ではなくなる（国通知第4・2・(2)）。

カ 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「統括官通知」という。）16条は、額改定届の提出がない場合においても、公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を

改定するとしている。

キ 国通知及び統括官通知は、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものとされている。

- (5) 法 9 条 3 項は、児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由の生じた日に属する月の翌月から行うと定める。

法施行規則 10 条は、市町村長（特別区の区長を含む。）は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならないと定める。

- 2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

従前、請求人は、本件児童ほか 1 名の児童に係る児童手当を受給していたところ、本件児童は平成 30 年 2 月 26 日法務大臣からの通知により同日付けで住民票から職権消除され日本に住所を有しなくなったこと及び消除事由として再入国許可期間を経過したことが認められる。このため、処分庁は、同月 27 日、本件児童を支給要件対象児童数から減じ、請求人に係る児童手当の額を平成 30 年 3 月から改定することを決定し、同年 4 月 9 日付けで、請求人に対し、本件処分通知書により通知したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものであることが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人の主張について

請求人は、前記（第 3）のことから、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件児童は、平成 30 年 2 月 26 日付けで住民票から

消除され、日本に住所を有しなくなった者であり、日本に住所を有しない者で、支給要件児童に該当すると認められる者は「留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」（法3条1項）とされており、それ以外の理由により日本国内に住所を有しない者で支給要件児童と認める法令等は見当たらない。請求人の申立てによると、日本に住所を有しなくなった理由は、日本への帰化申請用の関連書類を取得するため、平成29年2月、出身地である〇〇（〇〇市）に行ったが、〇〇政府による〇〇族への出国制限が厳しくなり、家族が日本に戻れずにいるとのことであり、当該理由は「留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」（法3条1項）に該当しないことは明らかである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消の理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来